

砥部町肝炎ウイルス検診個別勸奨事業実施要綱

平成 28 年 4 月 14 日

砥部町告示第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づき町が実施する肝炎ウイルス検診を受診する者に対する肝炎ウイルス検診個別勸奨事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、検診実施日において砥部町に住民票を有し、当該事業年度の 4 月 2 日から翌年度の 4 月 1 日までの間に、41 歳、46 歳、51 歳、56 歳、61 歳、66 歳及び 71 歳に達する者で、町が実施する肝炎ウイルス検診を受診した者とする。ただし、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診済みの者は対象外とする。

(実施機関)

第 3 条 この事業の実施機関は、町が実施する肝炎ウイルス検診を委託する機関とする。

(対象となる検診)

第 4 条 この事業の対象となる肝炎ウイルス検診は、次の各号のとおりとする。

(1) 健康増進法に基づき町が集団検診において実施する B 型肝炎ウイルス検診

(2) 健康増進法に基づき町が集団検診において実施する C 型肝炎ウイルス検診

(受診料)

第 5 条 第 2 条に規定する対象者は、砥部町がん検診等の費用徴収に関する要綱（平成 26 年砥部町告示第 32 号）第 3 条の規定にかかわらず、肝炎ウイルス検診に係る受診料は徴収しない。ただし、この告示に違反した者があるときは、その者から当該受診料の全額を徴収するものとする。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。